５００１．輸入申告事項登録

業務コード	内　　容
ＩＤＡ	輸入申告事項登録

＜2009.01 修正＞

１．業務概要

「輸入申告（ＩＤＣ）」業務に先立ち、以下の手続き（以下、輸入申告等という。）に係る事項を登録する。

申告等種別	手続き名	備考
C	輸入申告（申告納税）	輸入許可前貨物引取（以下、「ＢＰ」という。）承認申請を含む。
F	輸入申告（賦課課税）	
Y	輸入申告（少額関税無税）	Ａｉｒ－ＮＡＣＣＳのみ入力可能。 ＢＰ承認申請を含む。
H	輸入（引取）申告	
N	特例委託輸入（引取）申告	以下、輸入（引取）申告に含む。
J	輸入（引取・特例）申告	
P	特例委託輸入（引取・特例）申告	以下、輸入（引取・特例）申告に含む。
T	特例申告	「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務のみ入力可能。
V	特例委託特例申告	「輸入申告変更事項登録（ＩＤＡ０１）」業務のみ入力可能。 以下、特例申告に含む。
S	蔵入承認申請	
M	移入承認申請	
A	総保入承認申請	
G	展示等申告	
K	蔵出輸入申告（申告納税）	ＢＰ承認申請を含む。
D	蔵出輸入申告（賦課課税）	
U	移出輸入申告（申告納税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。ＢＰ承認申請を含む。
L	移出輸入申告（賦課課税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。
B	総保出輸入申告（申告納税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。ＢＰ承認申請を含む。
E	総保出輸入申告（賦課課税）	製造または加工されない外貨原料品に係る申告を本業務で対象とする。

また、「予備申告」に係る事項についても本業務で登録する。

本業務登録時に該当する貨物情報がシステムに登録されている場合は、当該貨物情報を利用することができる。

他法令手続の証明をシステムにより行おうとする場合は、本業務でその旨を入力する。

貨物到着前輸入申告扱いを利用する場合は、本業務でその旨を入力する。

関税割当証明書提出猶予申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

原産地証明書提出猶予申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

個別納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

特例申告納期限延長申請をする場合は、本業務でその旨を入力し、併せて実施することができる。

本業務は、税関の開庁時間、貨物の通関予定蔵置場への搬入にかかわらず行うことができる。

登録した輸入申告等事項はＩＤＣ業務までの間任意に訂正できるが、ＩＤＣ業務以降の訂正は、ＩＤＡ０１業務で行う。

＜2009.01 修正＞

また、ＩＤＣ業務時に搬入時申告または開庁時申告を選択した場合は、輸入申告等起動前であれば本業務により輸入申告等事項の訂正をすることができる。

登録した輸入申告等事項はＩＤＣ業務が行われない場合は、一定期間経過後システムから削除される。

２．入力者

通関業

３．制限事項

（１）すべてに係る制限事項

①入力欄数は５０欄以下であること。

②邦貨換算後のインボイス価格、運賃、保険金額、評価補正基礎額及びＦＯＢ価格は１３桁以下であること。

③システム換算後の入力された数量は整数部１４桁以下、かつ、合計した値が１億トン未満または１億キロリットル未満であること。

④統計数量への換算を要する品目である場合は、換算後の統計数量は１４桁以下であること。

（２）申告等種別が「Ｈ」及び「Ｎ」以外の場合の制限事項

①内国消費税等（地方消費税及び特殊関税を含む）の種類が６種類以下であること。

なお、特殊関税とは、以下、不当廉売関税、緊急関税、報復関税、相殺関税及び対抗関税のことをいう。

②算出された課税価格、関税課税標準額及び内国消費税等課税標準額は１３桁以下であること。

③算出された関税額及び内国消費税等税額は１１桁以下であること。

④入力された按分係数の合計が１８桁（小数点を含む）以下であること。

⑤従量税率に係る課税標準数量は課税標準単位に換算後１２桁（小数点を含む）以下であること。

⑥豚肉等の差額関税を適用する場合は、課税標準数量は１２桁以下、かつ、１０００トン未満であること。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②通関予定蔵置場は、申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がなかった場合）の営業区域内であること。

③輸入申告等事項訂正の場合は、輸入申告ＤＢに登録されている事項登録を行った入力者または申告等予定者と同一であること。

④システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号を入力した場合は、申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がなかった場合）と本船・ふ中扱い承認申請ＤＢを登録した通関業者と同一であること。

⑤電子インボイス受付番号に入力があった場合は、申告等予定者または入力者がインボイス・パッキングリストＤＢに登録されている通関業者と同一であること。

⑥申告等種別が「Ｎ」または「Ｐ」の場合は、本業務が入力された日において認定通関業者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸入申告ＤＢチェック

輸入申告等事項の訂正の場合は、以下のチェックを行う。

①入力された申告等番号が輸入申告ＤＢに存在すること。

②輸入申告等（ＢＰ承認申請を含む。）がされていないこと。

③予備申告がされていないこと。

（４）貨物情報ＤＢチェック

入力されたＢ／Ｌ番号が貨物情報ＤＢに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

~~ただし、「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、チェックを行わない。~~

ただし、以下の場合は、チェックを行わない。

①「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合

②郵便物である旨の入力がある場合

なお、一括申告する場合は、入力されたＢ／Ｌ番号の仕分けの子でチェックを行う。

また、項目の一致チェックまたは比較チェックについては、当該項目が、貨物情報ＤＢに登録されている場合のみ行う。

（Ａ）輸入貨物であること。

（Ｂ）輸入申告等がされていないこと。

（Ｃ）仕分けの親となっていないこと。

（Ｄ）混載仕分けの親となっていないこと。

（Ｅ）訂正保留中となっていないこと。

（Ｆ）一括申告する場合は、仕分けの子が５Ｂ／Ｌ以下であること。

（Ｇ）以下の登録がされていないこと。

①「廃棄届受理」

②「亡失届受理」

③「滅却承認」

④「現場収容」

⑤「税関内収容」

⑥「その他の搬出承認」

（Ｈ）貨物手作業移行されていないこと。

（Ｉ）削除対象となっていないこと。

（Ｊ）コンテナ扱いで通関する場合は、デバンニングされていないこと。

（Ｋ）貨物情報ＤＢに本船・ふ中扱い承認申請番号が登録されていた場合は、同一の本船・ふ中扱い承認申請番号が入力されていること。

（Ｌ）他所蔵置場所で通関する場合で、他所蔵置許可申請番号が入力された場合は、貨物情報ＤＢに登録されている他所蔵置許可申請番号と一致すること。

（Ｍ）「通関予定蔵置場コード」欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

（ａ）混載貨物でないこと。

（ｂ）コンテナ詰貨物であること。

（ｃ）仮陸揚貨物でないこと。

（ｄ）船卸確認登録が行われていないこと。

（ｅ）システム外搬入貨物でないこと。

（ｆ）「積荷目録情報登録（ＭＦＲ）」業務で登録されたコンテナオペレーション会社コードが「９９９９９」でないこと。

（N）「通関予定蔵置場コード」欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

（a）仮陸揚貨物でないこと。

（b）船卸確認登録が行われていないこと。

（c）システム外搬入貨物でないこと。

（d）混載子Ｂ／Ｌの場合は、対象の混載親Ｂ／Ｌの船卸確認登録が行われていないこと。

（O）「貨物個数」欄に入力された項目が、貨物情報ＤＢに登録されている内容と一致すること。

（P）「積載船舶コード」欄に入力された項目が、貨物情報ＤＢに登録されている内容と一致すること。

（Q）「船（取）卸港コード」欄に入力された項目が、貨物情報ＤＢに登録されている内容と一致すること。

（R）「コンテナ扱い本数」欄に入力された項目が、貨物情報ＤＢに登録されている内容以下の値であること。

（S）「一括申告等識別」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

ただし、貨物が申告可能な蔵置状態でない場合は、チェックを行わない。

①「一括申告等識別」欄に「C」が入力されている場合は、コンテナ貨物のみであること。

②「一括申告等識別」欄に「M」が入力されている場合は、コンテナ詰めされていない貨物のみでないこと。

（5）積荷目録管理ＤＢチェック

「通関予定蔵置場コード」欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、「到着確認登録（ＰＩＤ）」業務が行われていないこと。

（6）本船・ふ中扱い承認申請ＤＢチェック

システムで払い出された本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

（A）入力された本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請ＤＢに存在すること。

（B）入力された以下の項目が、本船・ふ中扱い承認申請ＤＢに登録されている内容と一致すること。

①「Ｂ／Ｌ番号／ＡＷＢ番号」欄

②「輸入者コード」欄の先頭８桁

③「積載船舶コード」欄

（7）保税地域関連チェック

（A）「蔵入等先保税地域コード」欄について、以下のチェックを行う。

①申告等種別が「Ａ」の場合は、総合保税地域に対応するコードの入力があること。

②申告等種別が「Ｇ」の場合は、保税展示場に対応するコードの入力があること。

（B）「通関予定蔵置場コード」欄について、以下のチェックを行う。

①申告等種別が「Ｂ」または「Ｅ」の場合は、総合保税地域に対応するコードの入力があること。

②本船・ふ中扱い承認申請番号を入力した場合は、本船・ふ中に対応するコードの入力があること。

③申告等種別が「Ｃ」、「Ｆ」、「Ｈ」~~及び~~、「Ｎ」、「Ｊ」及び「Ｐ」以外の場合は、本船・ふ中に対応するコードの入力がないこと。

④申告等種別が「Ｇ」の場合は、到着即時輸入申告扱いに対応するコードの入力がないこと。

⑤申告等種別が「Ｈ」~~及び~~、「Ｎ」、「Ｊ」及び「Ｐ」以外の場合は、貨物到着前輸入申告扱いに係るコードの入力がないこと。

⑥「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合または郵便物である旨の入力がある場合は、到着即時輸入申告扱いに対応するコード及び貨物到着前輸入申告扱いに係るコードの入力がないこと。

＜2009.01 修正＞

（８）特別緊急関税対象品目関連チェック

○：チェックを行う、－：対象外

項番	申告等種別 / チェック	CF	Y	HN	JP	TV	SMAG	KDULBE
1	特別緊急関税対象の品目である場合は、輸入数量が輸入基準数量を超えていないこと。＊1	○	－			－		○
2	特別緊急関税対象の品目である場合は、課税価格が発動基準価格を下まわっていないこと。＊1	○	－			－		○
3	入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目でないこと。		－	○	○	－		

（＊１）チェックの許容範囲は別途税関が定める。

また、自由貿易協定適用の場合に、入力された品目コードが特別緊急関税対象の品目であっても、システムに特別緊急関税対象品目チェック不要とする旨が登録されている場合は、チェックを行わない。

（９）輸出入者関連チェック

「輸入者コード」欄に入力された輸入者コードで以下のチェックを行う。

（Ａ）輸入者コードが国内用輸出入者ＤＢに存在すること。

（Ｂ）たばこ特定販売業者チェック

①「内国消費税等種別コード」欄にたばこ特定販売業者用のコードが入力された場合は、たばこ特定販売業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であること。

②たばこ特定販売業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であり、かつ、「内国消費税等種別コード」欄にたばこ税及びたばこ特別税に対応するコードの入力がある場合は、「内国消費税等種別コード」欄はたばこ特定販売業者用のコードであること。

（Ｃ）航空運送事業者チェック

当該貨物が航空貨物であり、かつ、以下のいずれかに該当する場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者ＤＢに登録されている輸入者であること。

①「運賃区分コード」欄に「関税定率法施行令第１条の１２第２項第３号に掲げる航空機用品等」に対応するコードの入力がある場合。

②「輸入貿易管理令別表コード」欄に「別表１の７」に対応するコードの入力がある場合。

（Ｄ）申告等種別が「Ｈ」または「Ｊ」の場合~~で、入力者が認定通関業者でない場合~~は、本業務が入力された日において特例輸入者であること。

(10) 保険関連チェック

「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①「包括保険登録番号」欄に入力された包括保険登録番号が保険ＤＢに存在すること。

②本業務が入力された日が保険ＤＢに登録されている有効期限内であること。

③入力された輸入者または輸入取引者の先頭８桁が保険ＤＢに登録されている輸入者コードの先頭８桁と同一であること。

(11) 輸入包括評価申告関連チェック

「包括評価申告受理番号」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

（Ａ）存在チェック

入力された包括評価申告受理番号が輸入包括評価申告ＤＢに存在すること。

（Ｂ）有効期限チェック

本業務が入力された日が輸入包括評価申告ＤＢに登録されている有効期限内であること。

（Ｃ）名義人チェック

入力された輸入者または輸入取引者の先頭８桁が輸入包括評価申告ＤＢに登録されている輸入者コードの先頭８桁と同一であること。

（Ｄ）補正区分コードチェック

①輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードがＢＰ承認申請に対応するコードのとき、「ＢＰ申請事由コード」欄に入力があること。

②輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードがＩＰ是認または標準式に対応するコードのとき、「評価補正区分コード」欄に補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの入力がないこと。

③輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードが非標準式に対応するコードのとき、「評価補正区分コード」欄にＩＰ是認、補正額を加算または補正額を減算に対応するコードの入力があること。

④輸入包括評価申告ＤＢに登録されている評価補正基礎価格条件コードが「ＣＩＦ」または「Ｃ＆Ｉ」であり、かつ、「包括保険登録番号」欄に包括保険登録番号の入力がある場合は、包括保険登録番号に係る保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていないこと。

（Ｅ）補正可否チェック

輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードが標準式に対応するコードである場合は、以下の欄の入力により補正額が算出できること。

①「インボイス価格区分コード」欄
②「インボイス価格条件コード」欄
③「インボイス通貨コード」欄
④「インボイス価格」欄
⑤「運賃区分コード」欄
⑥「運賃通貨コード」欄
⑦「運賃」欄
⑧「保険区分コード」欄
⑨「保険通貨コード」欄
⑩「保険金額」欄
⑪「包括保険登録番号」欄
⑫「評価補正区分コード」欄
⑬「評価補正基礎額通貨コード」欄
⑭「評価補正基礎額」欄

（Ｆ）運賃特例入力時の補正基礎価格条件チェック

当該貨物が航空貨物の場合で、かつ、「運賃区分コード」欄に「運賃特例（関税定率法施行令第１条の１２第２項第６号に掲げる遅延貨物は除く）」に対応するコードの入力がある場合は、輸入包括評価申告ＤＢに登録されている評価補正基礎価格条件コードは「ＩＰ」、「ＦＯＢ」、「ＦＡＳ」または「ＥＸＷ」であること。

(12) 輸入包括審査関連チェック

「輸入承認証番号等」欄に包括審査扱い受理番号の入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①入力された包括審査扱い受理番号及び「品目コード」欄に入力された品目コードが輸入包括審査ＤＢに登録されていること。

②本業務が入力された日が輸入包括審査ＤＢに登録されている有効期限内であること。

③入力された輸入者と輸入包括審査ＤＢに登録されている名義人が同一であること。

④入力された他法令コードと輸入包括審査ＤＢに登録されている他法令コードが同一であること。

⑤あて先官署と輸入包括審査ＤＢに登録されている取扱い官署が同一であること。

(13) 原産地関連チェック

（A）「原産地コード」欄に入力されたコードに対応する原産地がシステムに登録されていること。

（B）「原産地証明書識別」欄に特恵用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、本業務の入力日において特恵税率が適用可能な原産地の入力であること。

（C）「原産地コード」欄に輸入の承認を受けなければならない原産地が入力された場合は、以下のチェックを行う。

①「輸入貿易管理令別表コード」欄に入力がないこと。

②「輸入承認証添付識別」欄に入力があることまたは「輸入承認証等識別」欄に「支払手段等の輸入許可証」に対応するコードの入力があること。

（D）「ＢＰ申請事由コード」欄に「関税割当証明書申請中（ＦＴＡ用）」または「関税割当提出猶予（ＦＴＡ用）」に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①「原産地コード」欄に「ＦＴＡ（バイ協定）締結国」または「ＦＴＡ（マルチ協定）締結国」に対応するコードの入力があること。

②「原産地コード」欄に「ＦＴＡ（バイ協定）締結国」または「ＦＴＡ（マルチ協定）締結国」に対応するコード以外の入力がないこと。

③関税割当証明書提出猶予承認申請の根拠となる法令が２種類以下であること。

（E）「原産地証明書識別」欄に「原産地証明書提出猶予申請を行う貨物」に対応するコードの入力がある場合で、ＢＰ承認申請の場合は、「ＢＰ申請事由コード」欄に「原産地証明書の提出が遅れる」に対応するコードの入力があること。

（F）「原産地証明書識別」欄に「原産地証明書提出猶予申請を行う貨物（ＦＴＡ用）」に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①「原産地証明書識別」欄がバイ協定用のコードの場合は、「原産地コード」欄に「ＦＴＡ（バイ協定）締結国」に対応するコードの入力があること。

②「原産地証明書識別」欄がマルチ協定用のコードの場合は、「原産地コード」欄に「ＦＴＡ（マルチ協定）締結国」に対応するコードの入力があること。

③ＢＰ承認申請の場合は、「ＢＰ申請事由コード」欄に「原産地証明書の提出が遅れる」に対応するコードの入力があること。

(14) 特恵例外関連チェック

「原産地コード」欄及び「原産地証明書識別」欄に特恵税率が適用可能な原産地及び原産地証明書に対応するコードの入力があり、かつ、「原産地コード」欄及び「品目コード」欄に入力された原産地及び品目コードが特恵例外ＤＢに登録されている場合は、以下のチェックを行う。

①「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がない場合は、本業務が入力された日が特恵停止期間内でないこと。

②「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、本業務が入力された日及び「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日が特恵停止期間内でないこと。

(15) 輸入品目関連チェック

○：チェックを行う、－：対象外

項番	申告等種別 / チェック	CF	Y	HN	JP	TV	SMAG	KDULBE
1	存在チェック 入力された品目コードが輸入品目ＤＢに存在すること。	○	－	○	○	－	○	○
2	有効期限チェック 本業務が入力された日が輸入品目ＤＢに登録されている有効期限内であること。	○	－	○	○	－	○	○

＜2009.01 修正＞

項番	申告等種別 チェック	CF	Y	HN	JP	TV	SMAG	KDULBE
3	統計計上識別チェック 輸入品目ＤＢに金統計計上である旨の登録がされている場合は、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に「自国産品の再輸入貨物である場合」に対応するコードの入力がないこと。	○	－	○	○	－	○	○
4	関税減免税チェック 輸入品目ＤＢに関税減免税コードが登録されている場合は、入力された関税減免税コードと同一であること。＊2	○	－		○	－		○
5	関税定率法第１４条第１８号適用品目チェック 関税定率法第１４条第１８号が適用される品目コードの入力がないこと。		－			－	○	
6	課税価格の総額チェック 輸入品目ＤＢに課税価格の総額をチェックすべき品目である旨が登録されている場合は、当該輸入申告等に係る課税価格の合計が定められた金額以下であること。	○	－		○	－	○	○
7	ＩＮＮ品目チェック 輸入品目ＤＢにＩＮＮ品目である旨の登録がされている場合は、「原産地コード」欄及び「原産地証明書識別」欄に協定税率が適用可能な原産地及び原産地証明書識別コードが入力されていること。	○	－		○	－	○	○
8	原産地証明書識別チェック 「原産地証明書識別」欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で特恵用原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、輸入品目ＤＢに特恵用原産地証明書不要である旨の登録がされていること。	○	－		○	－	○	○
9	自国関与例外品目チェック 輸入品目ＤＢに自国関与例外品目である旨の登録がされている場合は、「原産地証明書識別」欄に「自国関与品で特恵用原産地証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。	○	－		○	－	○	○
10	内国消費税等分類チェック							
	①輸入品目ＤＢに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、入力された内国消費税等種別コードの上位１桁と同一であること。＊3	○	－		○	－	○	○
	②「蔵置種別等コード」欄に製造場からの酒類の輸入申告等を行う旨が入力された場合で、輸入品目ＤＢに内国消費税等種別コードが登録されている場合は、登録されているコードが「Ｌ」であること。	○	－			－		○
11	消費税課税・非課税チェック							
	①輸入品目ＤＢに消費税が課税される旨の登録がされている場合は、消費税用の内国消費税等種別コードが入力されていること。	○	－		○	－		○
	②輸入品目ＤＢに消費税が非課税である旨の登録がされている場合は、消費税用の内国消費税等種別コードが入力されていないこと。	○	－		○	－		○

＜2009.01 修正＞

項番	チェック ＼ 申告等種別	CF	Y	HN	JP	TV	SMAG	KDULBE
12	品目適用条件チェック 輸入品目ＤＢに単位あたりの課税価格、重量等の適用条件が登録されている場合は、適用条件範囲内であること。	○	―		○	―	○	○
13	特恵適用チェック 本業務が行われた日において輸入品目ＤＢに特恵税率の登録がされていない場合は、「原産地証明書識別」欄に特恵用の原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。 なお、「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日でチェックを行う。	○	―		○	―	○	○

（＊２）輸入品目ＤＢに関税減免税コードの入力が必要と登録されている場合であっても、自由貿易協定に基づく税率が適用され、システムに関税減免税コードの入力が不要と登録されている品目の場合は、チェックを行わない。

（＊３）消費税用の内国消費税等種別コードが入力された場合は、チェックを行わない。

(16) 関税減免税関連チェック

○：チェックを行う、―：対象外

項番	チェック ＼ 申告等種別	CF	Y	HN	JP	TV	SMAG	KDULBE
1	存在チェック 入力された関税減免税コードが輸入関税減免税コードＤＢに存在すること。	○	―		○	―		○
2	有効期限チェック 本業務が入力された日が輸入関税減免税コードＤＢに登録されている有効期限内であること。	○	―		○	―		○
3	ＭＤＡ該当チェック 「関税減免税コード」欄にＭＤＡ該当である旨のコードの入力がある場合は、「申告貨物識別」欄にＭＤＡに対応するコードの入力があること。＊4	○	―			―		
4	統計計上除外チェック 輸入関税減免税コードＤＢに統計計上除外貨物入力不可の旨が登録されている場合は、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に「統計基本通達２１－２（普通貿易統計計上除外貨物）に掲げる貨物」に該当する品目に対応するコードの入力がないこと。	○	―		○	―		○
5	適用品目チェック							
	①少額貨物の簡易税率適用品目コードの入力がある場合は、輸入関税減免税コードＤＢに減税・控除である旨の登録がされていること。	○	―		○	―		○
	②「内国消費税等種別コード」欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。							
	輸入関税減免税コードＤＢに減税・控除である旨の登録がされていないこと。	○	―		○	―		○
	輸入関税減免税コードＤＢに軽減税率である旨の登録がある場合は、不当廉売関税用の内国消費税等減免税コードの入力がないこと。	○	―		○	―		○

＜2009.01 修正＞

項番	チェック ＼ 申告等種別	C F	Y	H N	J P	T V	SM AG	KDU LBE
6	入力形式チェック							
	①関税が無税の場合は、輸入関税減免税コードＤＢに免税または減税・控除である旨の登録がされていないこと。*5	○	－		○	－		○
	②関税が無税の場合は、「関税減税額」欄に入力がないこと。	○	－		○	－		○
	③「関税減税額」欄に入力がある場合は、輸入関税減免税コードＤＢに減税・控除である旨の登録がされていること。	○	－		○	－		○
	④関税減税額が関税額を越えていないこと。	○	－		○	－		○
7	内国消費税等減免税チェック							
	①輸入関税減免税コードＤＢに内国消費税等減免税コードが登録されている場合は、以下のいずれかに合致すること。							
	入力された内国消費税等減免税コードと同一であること。	○	－		○	－		○
	「内国消費税等減免税コード」欄に入力がないこと。	○	－		○	－		○
	②「内国消費税等種別コード」欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。							
	輸入関税減免税コードＤＢに軽減税率である旨の登録がされていないこと。	○	－		○	－		○
	輸入関税減免税コードＤＢに内国消費税等減免税コードが登録されていること。	○	－		○	－		○
	関税を免税にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードＤＢに登録されている内国消費税等減免税コードは免税であること。	○	－		○	－		○
	関税を減税・控除にする旨の入力がある場合は、輸入関税減免税コードＤＢに登録されている内国消費税等減免税コードは減税・控除であること。	○	－		○	－		○
8	ＢＰ承認申請競合チェック 関税定率法第１７条第１項（再輸出免税）用の関税減免税コードの入力がある場合は、「ＢＰ申請事由コード」欄に入力がないこと。	○	－			－		○
9	原産地証明書識別チェック 関税暫定措置法第８条に係る関税減免税コードの入力がある場合は、「原産地証明書識別」欄に特恵に係る原産地証明書に対応するコードの入力がないこと。	○	－		○	－		○
10	一般申告対象外コードチェック 入力された関税減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。	○	－			－		○
11	特例申告対象外コードチェック 入力された関税減免税コードが特例申告対象外としてシステムに登録されていないこと。		－		○	－		

（＊４）申告等種別が「Ｆ」の場合は、チェックを行わない。

（＊５）「内国消費税等種別コード」欄に報復関税、相殺関税または対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、チェックを行わない。

＜2009.01 修正＞

(17) 内国消費税等種別関連チェック

「内国消費税等種別コード」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①入力された内国消費税等種別コードが内国消費税等種別ＤＢに存在すること。

②本業務が入力された日が内国消費税等種別ＤＢに登録されている有効期限内であること。

③内国消費税等種別ＤＢにアルコール度数の適用範囲が登録されている場合（酒税）は、「内国消費税等種別コード」欄に入力されたアルコール度数は適用範囲内であること。

(18) 内国消費税等減免税関連チェック

○：チェックを行う、－：対象外

項番	申告等種別 / チェック	ＣＦ	Ｙ	ＨＮ	ＪＰ	ＴＶ	ＳＭＡＧ	ＫＤＵＬＢＥ
1	存在チェック 入力された内国消費税等減免税コードがシステムに登録されていること。	○	－		○	－		○
2	有効期限チェック 本業務が入力された日が登録されている有効期限内であること。	○	－		○	－		○
3	入力形式チェック							
	①「内国消費税等減免税コード」欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、「内国消費税等減税額」欄に入力がないこと。	○	－		○	－		○
	②「内国消費税等減免税コード」欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、「内国消費税等減税額」欄に入力があること。	○	－		○	－		○
	③「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、「内国消費税等減税額」欄に入力がないこと。	○	－		○	－		○
	④「内国消費税等減免税コード」欄に不当廉売関税用の免税である旨のコードの入力がある場合は、「関税減免税コード」欄に入力があること。	○	－		○	－		○
	⑤「内国消費税等減免税コード」欄に報復関税用、相殺関税用または対抗関税用のコードの入力がある場合は、「関税減免税コード」欄に入力があること。	○	－		○	－		○
4	石油石炭税特例納付チェック 「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付用に対応するコードの入力がある場合は、石油石炭税が課税されるすべての欄の「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付に対応するコード以外の入力がないこと。	○	－		○	－		○
5	ＢＰ承認申請競合チェック 「内国消費税等減免税コード」欄に輸徴法第１３条第１項第４号（以下、関税定率法第１７条第１項を含め再輸出免税という。）用の内国消費税等減免税コードの入力がある場合は、「ＢＰ申請事由コード」欄に入力がないこと。	○	－			－		○
6	一般申告対象外コードチェック 入力された内国消費税等減免税コードが一般申告対象外としてシステムに登録されていないこと。	○	－			－		○
7	特例申告対象外コードチェック 入力された内国消費税等減免税コードが特例申告対象外としてシステムに登録されていないこと。		－		○	－		

＜2009.01 修正＞

(19) 口座関連チェック

「口座番号」欄に入力があった場合は、以下のチェックを行う。

①入力された口座番号が口座ＤＢに存在すること。

②入力された口座番号が通関業者口座の場合は、申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がなかった場合）が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

③入力された口座番号が輸入者口座の場合は、輸入者または輸入取引者が口座ＤＢに登録されている口座名義人と同一であるか、または口座名義人に代わる利用可能者として口座利用可能者ＤＢに登録されていること。

(20) 担保関連チェック

「担保登録番号」欄に担保登録番号の入力がある場合または輸入申告等事項の訂正で既に輸入申告ＤＢに担保登録番号が登録されている場合は、以下のチェックを行う。

○：チェックを行う、－：対象外

項番	申告等種別 / チェック	ＣＦ	Ｙ	ＨＮ	ＪＰ	ＴＶ	ＳＭＡＧ	ＫＤＵＬＢＥ
1	存在チェック 入力された担保登録番号が担保ＤＢに存在すること。	○	－	○	○	－		○
2	担保種別チェック 担保登録番号の入力がある場合は、担保ＤＢに据置担保である旨の登録がされていること。	○	－	○	○	－		○
3	担保提供者チェック							
	①輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、入力された輸入者の先頭８桁が担保ＤＢに登録されている担保提供者コードと同一であること。		－	○	○	－		
	②入力された輸入者の先頭８桁、申告等予定者または入力者（申告等予定者の入力がなかった場合）のいずれかが担保ＤＢに登録されている担保提供者コードと同一であること。 ただし、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、当該チェックは行わない。	○	－		○	－		○
	③担保ＤＢに使用可能通関業者が登録されている場合は、当該通関業者が入力された申告等予定者または入力者と同一であること。 ただし、輸入（引取）申告用の担保としてチェックする場合は、当該チェックは行わない。	○	－		○	－		○
4	引落とし可能期間チェック 本業務が入力された日が担保ＤＢに登録されている引落とし可能期間内であること。	○	－	○	○	－		○
5	担保提供原因チェック							
	①担保ＤＢに登録されている担保提供原因に係るチェック							
	「納期限延長コード」欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保ＤＢに包括納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。*6	○	－			－		○
	「納期限延長コード」欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、担保ＤＢに個別納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。*7	○	－			－		○

項番	チェック ＼ 申告等種別			CF	Y	HN	JP	TV	SMAG	KDULBE
			「ＢＰ申請事由コード」欄に入力がある場合は、担保ＤＢにＢＰ承認申請用の担保提供原因が登録されていること。*7	○	－			－		○
			「関税減免税コード」欄に再輸出免税に対応するコードの入力がある場合または「内国消費税等減免税コード」欄に再輸出免税用の内国消費税等減免税に対応するコードの入力がある場合は、担保ＤＢに再輸出免税用の担保提供原因が登録されていること。*7	○	－		○	－		○
			１回目の「担保登録番号」欄に入力がある場合は、１回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号にかかる担保ＤＢに、輸入（引取）申告用の担保提供原因が登録されていること。		－	○	○	－		
			「納期限延長コード」欄に特例申告納期限延長を使用する旨のコードの入力がある場合は、１回目または２回目の「担保登録番号」欄に入力された担保登録番号にかかる担保ＤＢに、特例申告納期限延長用の担保提供原因が登録されていること。		－		○	－		
		②「納期限延長コード」欄に入力されたコードに係るチェック								
			担保ＤＢに包括納期限延長用のみの担保提供原因が登録されている場合は、「納期限延長コード」欄に包括納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。*6	○	－			－		○
			担保ＤＢに個別納期限延長用のみの担保提供原因が登録されている場合は、「納期限延長コード」欄に個別納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。*8	○	－			－		○
			担保ＤＢに特例申告に係る特例申告納期限延長用のみの担保提供原因が登録されている場合は、「納期限延長コード」欄に特例申告納期限延長を使用する旨のコードの入力があること。		－		○	－		
６	担保使用可能官署チェック									
		①あて先税関官署において使用可能な担保であること。		○	－	○	○	－		○
		②特例申告あて先税関官署において使用可能な担保であること。			－		○	－		

（＊６）以下の①または②の場合にチェックを行う。

（＊７）以下の②または③の場合にチェックを行う。

（＊８）以下の①、②または③の場合にチェックを行う。

①「担保登録番号」欄に１つの担保登録番号のみ入力がある場合。

②「担保登録番号」欄に２つの担保登録番号の入力がある場合または「担保登録番号」欄に１つの担保登録番号の入力があり、かつ、輸入申告ＤＢに担保登録番号（個別担保）が登録されている場合。

③輸入申告ＤＢに個別担保が登録されている場合。

＜2009.01 修正＞

(21) 他法令手続関連チェック

「共通管理番号」欄に入力がある場合は、以下のチェックを行う。

①他法令手続で入力された輸入者コード及びＢ／Ｌ番号と当該輸入申告等に係る輸入者コード及びＢ／Ｌ番号が同一であること。

②無符号輸入者の場合は、他法令手続で入力された輸入者名及びＢ／Ｌ番号と当該輸入申告等に係る輸入者名及びＢ／Ｌ番号が同一であること。

③複数のＢ／Ｌ番号の入力がないこと。

④畜産物輸入検査に係る申請が行われている場合は、他法令コードに「ＡＮ」が入力されていること。

⑤他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合は、当該輸入申告等に係る食品衛生証明識別に入力された他法令手続証明識別コードが他法令手続で実施された食品等輸入届出数以上であること。

⑥他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合は、当該輸入申告等に係る植物防疫証明識別に入力された他法令手続証明識別コードが他法令手続で実施された植物等輸入検査申請数以上であること。

⑦他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合は、当該輸入申告等に係る動物検疫証明識別に入力された他法令手続証明識別コードが他法令手続で実施された畜産物輸入検査申請（動物輸入検査申請を含む。）数以上であること。

(22) 特恵税率使用可否チェック

申告等種別が「Ｊ」または「Ｐ」の場合で、特恵税率（特別特恵税率を除く。）が適用される場合は、特恵税率の管理方式がエスケープ・クローズ方式であること（シーリング方式でないこと）。

(23) 特殊関税適用品目関連チェック

①「内国消費税等種別コード」欄に不当廉売関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に不当廉売関税適用品目の入力があること。

②「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に緊急関税適用品目の入力があること。

③「内国消費税等種別コード」欄に報復関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に報復関税適用品目の入力があること。

④「内国消費税等種別コード」欄に相殺関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に相殺関税適用品目の入力があること。

⑤「内国消費税等種別コード」欄に対抗関税に対応するコードの入力がある場合は、「品目コード」欄に対抗関税適用品目の入力があること。

⑥入力された品目コードが緊急関税適用品目である場合は、「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力があること。

⑦「内国消費税等種別コード」欄に緊急関税に対応するコードの入力がある場合は、「関税減免税コード」欄及び緊急関税に係る「内国消費税等減免税コード」欄に入力がないこと。

⑧入力された品目コードが報復関税適用品目である場合は、「内国消費税等種別コード」欄に報復関税に対応するコードの入力があること。

(24) 自由貿易協定関連チェック

（Ａ）自由貿易協定適用可能原産地チェック

「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

ただし、自由貿易協定に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合で、最初蔵入等承認年月日における税率を適用する場合は、チェックを行わない。

①自由貿易協定（バイ協定）用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、「原産地コード」欄に自由貿易協定（バイ協定）の適用可能な原産地の入力であること。

②自由貿易協定（マルチ協定）用の原産地証明書識別コードの入力がある場合は、「原産地コード」欄に自由貿易協定（マルチ協定）の適用可能な原産地の入力であること。

（Ｂ）少額扱いの自由貿易協定の価格チェック

①「原産地証明書識別」欄に少額扱いの自由貿易協定（バイ協定）の旨のコードが入力されている場合は、原産地ごとに自由貿易協定（バイ協定）が適用された課税価格の合計が適用条件の範囲内であること。

②「原産地証明書識別」欄に少額扱いの自由貿易協定（マルチ協定）の旨のコードが入力されている場合は、原産地ごとに自由貿易協定（マルチ協定）が適用された課税価格の合計が適用条件の範囲内であること。

（Ｃ）原産地証明書識別チェック

「原産地証明書識別」欄に「税関長が物品の種類または形状によりその原産地が明らかであると認めた物品で自由貿易協定に基づく原産地証明書の提出を省略する場合」に対応するコードの入力がある場合は、システムの自由貿易協定用の原産地証明書が不要である旨の登録がされていること。

（Ｄ）自由貿易協定関税割当品目チェック

①入力された品目コードが自由貿易協定関税割当品目である旨の登録がされている場合は、「原産地証明書識別」欄に「自由貿易協定関税割当品目で自由貿易協定関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力があること。

②入力された品目コードが自由貿易協定関税割当品目である旨の登録がされていない場合は、「原産地証明書識別」欄に「自由貿易協定関税割当品目で自由貿易協定関税割当証明書がある場合」に対応するコードの入力がないこと。

（Ｅ）自由貿易協定に基づく税率の使用可否チェック

申告等種別が「Ｊ」または「Ｐ」の場合で、自由貿易協定に基づく税率が適用される場合は、自由貿易協定に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式でないこと。

(25) インボイス・パッキングリストＤＢチェック

電子インボイス受付番号の入力があった場合は、以下のチェックを行う。

①電子インボイス受付番号が、インボイス・パッキングリストＤＢに存在すること。

②輸入インボイスであること。

③他の輸入申告等（予備申告を除く。）で使用されていないこと。

④「インボイス識別」欄に「Ｃ」の入力があった場合は、「インボイス・パッキングリスト仕分情報登録（ＩＶＢ）」業務がされていること。

(26) その他のチェック

①申告等予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。

②ＭＤＡ貨物の場合のあて先官署は、ＭＤＡ受付官署であること。

③あて先官署は、輸入申告等受付官署であること。

④１欄目から順次入力され途中に入力されていない欄がないこと。

⑤「課税価格按分係数合計」欄に入力がある場合は、入力された値は「課税価格按分係数」欄に入力された按分係数の合計より大きいか等しいこと。

⑥申告等種別が「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合は、手計算により算出された課税価格のみの入力でないこと。

⑦「蔵置種別等コード」欄に製造場からの酒類の輸入申告等を行う旨が入力された場合は、「内国消費税等種別コード」欄に関税、特殊関税及び消費税に係るコード以外の入力がないこと。

⑧「通関予定蔵置場コード」欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードまたは貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、保税地域ＤＢに登録されている船卸港と入力された船卸港が同一であること。

⑨「申告先種別コード」欄に「Ｔ」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。

⑩他法令手続の証明をシステムにより行う旨を登録する場合は、食品衛生証明識別、植物防疫証明識別及び動物検疫証明識別に入力された他法令手続証明識別コードの合計が７以下であること。

⑪「納期限延長コード」欄に「Ｔ」または「Ｆ」が入力された場合で、かつ、「内国消費税等種別コード」欄に酒税またはたばこ税及びたばこ特別税に係るコードが入力された場合は、関税、特殊関税、消費税に係るコード以外の入力がないこと。

５．処理内容

○：処理を行う、－：対象外

項番	処理 ＼ 申告等種別	CF	Y	HN	JP	TV	SMAG	KDULBE
1	入力チェック処理	○	－	○	○	－	○	○
2	あて先官署決定処理	○	－	○	○	－	○	○
3	都道府県決定処理	○	－		○	－		○
4	邦貨換算処理	○	－	○	○	－	○	○
5	課税価格算出処理	○	－		○	－	○	○
6	関税課税標準数量換算処理	○	－		○	－	○	○
7	関税課税標準決定処理	○	－		○	－	○	○
8	関税率の決定	○	－		○	－	○	○
9	差額関税の税率端数処理	○	－		○	－	○	○
10	関税額の算出*9	○	－		○	－	○	○
11	関税減免税処理	○	－		○	－		○
12	内国消費税等課税標準数量の換算	○	－		○	－	○	○
13	内国消費税等課税標準決定処理	○	－		○	－	○	○
14	内国消費税等税額の算出*10	○	－		○	－	○	○
15	内国消費税等減免税処理	○	－		○	－		○
16	統合処理*11	○	－	○	○	－		○
17	税額合計の算出	○	－		○	－		○
18	担保額の算出	○	－		○	－		○
19	統計計上処理*12	○	－	○	○	－	○	○
20	代表税番の設定処理*11	○	－	○	○	－	○	○
21	あて先部門の決定処理	○	－	○	○	－	○	○
22	申告等番号の払出し処理	○	－	○	○	－	○	○
23	搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理	○	－	○	○	－	○	○
24	輸入申告ＤＢ処理	○	－	○	○	－	○	○
25	インボイス・パッキングリストＤＢ処理	○	－	○	○	－	○	○
26	注意喚起メッセージ出力処理	○	－	○	○	－	○	○
27	出力情報出力処理	○	－	○	○	－	○	○

（＊９）申告等種別が「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合は、内国消費税等の課税標準となる額を算出するため、関税額の仮計算を行う。

（＊１０）申告等種別が「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合は、消費税以外の内国消費税等税額がある場合、消費税の課税標準となる額を算出するため、内国消費税等税額の仮計算を行う。

（＊１１）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合~~及び「Ｈ」以外~~と「Ｈ」及び「Ｎ」以外の場合では、処理内容が異なる。

（＊１２）申告等種別が「Ｇ」、再蔵入承認申請、再移入承認申請及び再総保入承認申請の場合は、処理を行わない。

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「００００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「００００００－００００－００００」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）あて先官署決定処理

「申告先種別コード」欄及び「通関予定蔵置場コード」欄に入力されたコードに基づきあて先官署を決定する。

「あて先官署コード」欄に入力がある場合は、入力された官署とする。

（３）都道府県決定処理

「通関予定蔵置場コード」欄に入力されたコードに基づき都道府県を決定する。

（４）邦貨換算処理

「インボイス通貨コード」欄、「運賃通貨コード」欄、「保険通貨コード」欄、「評価補正基礎額通貨コード」欄及び「ＦＯＢ通貨コード」欄に入力された通貨コードが「ＪＰＹ」以外の場合は、それぞれの価格等を邦貨に換算する。

（Ａ）処理条件

①入力通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。

②申告等予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。

③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

（Ｂ）換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満を切り捨てる。

（５）課税価格算出処理

（Ａ）課税価格合計の算出

（ａ）全欄運賃特例以外の場合

＜Ａ＞「保険区分コード」欄が無保険に対応するコード以外の場合

＜ａ＞インボイス価格条件コードがＣＩＦ価格の場合

「インボイス価格＋運賃*13＋補正額」を課税価格合計とする。

（＊１３）「運賃区分コード」欄に「インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっているための差額運賃」に対応するコードの入力を伴って「運賃」欄に入力された運賃

＜ｂ＞インボイス価格条件コードがＣ＆Ｆ価格の場合

「インボイス価格＋運賃*13＋保険料＋補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

（ア）「保険区分コード」欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

「保険金額」欄に入力された金額を保険料とする。

（イ）「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

①保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合

（インボイス価格＋運賃*13＋補正額）×包括保険指数*14を保険料とする。

②保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合

（インボイス価格＋運賃*13）×包括保険指数*14を保険料とする。

（＊１４）保険ＤＢに登録されている包括保険指数。

ただし、求めた保険料が保険ＤＢに登録されている最低保険料より低い場合には、その最低保険料を保険料とする。

（ウ）「保険区分コード」欄に保険明細不明に対応するコードの入力がある場合

（インボイス価格＋運賃*13＋補正額）×０．０１を保険料とする。

＜2009.01 修正＞

＜ｃ＞インボイス価格条件コードがＣ＆Ｉ価格の場合

「インボイス価格＋運賃*15＋補正額」を課税価格合計とする。

（＊１５）「運賃按分識別」欄に重量按分に対応するコードの入力がある場合の運賃は以下による。

$$入力された運賃 \times \left(1 - \frac{重量按分の旨の入力がある欄の重量合計}{全欄の重量合計}\right)$$ を運賃とする。

「運賃按分識別」欄に容量按分に対応するコードの入力された場合の運賃は以下による。

$$入力された運賃 \times \left(1 - \frac{容量按分の旨の入力がある欄の容量合計}{全欄の容量合計}\right)$$ を運賃とする。

＜ｄ＞インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合

「インボイス価格＋運賃*15＋保険料＋補正額」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

（ア）「保険区分コード」欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

「保険金額」欄に入力された金額を保険料とする。

（イ）「保険区分コード」欄に包括保険に対応するコードの入力がある場合

①保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されている場合

（インボイス価格＋運賃*15＋補正額）×包括保険指数*14を保険料とする。

②保険ＤＢに評価補正後に保険料の算出を行う旨が登録されていない場合

（インボイス価格＋運賃*15）×包括保険指数*14を保険料とする。

（ウ）「保険区分コード」欄に保険明細不明に対応するコードの入力がある場合

（インボイス価格＋運賃*15＋補正額）×０．０１を保険料とする。

＜Ｂ＞「保険区分コード」欄に無保険に対応するコードの入力がある場合

＜ａ＞インボイス価格条件コードがＣ＆Ｆ価格の場合

「インボイス価格＋運賃*13＋補正額」を課税価格合計とする。

＜ｂ＞インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合

「インボイス価格＋運賃*15＋補正額」を課税価格合計とする。

（ｂ）全欄運賃特例の場合（貨物が航空貨物で「運賃区分コード」欄に運賃特例（関税定率法施行令第１条の１２第２項第６号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合）

＜Ａ＞「運賃」欄に入力がない場合

①「保険区分コード」欄に無保険に対応するコード以外の入力がある場合

「（インボイス価格＋補正額）×１．０５」を課税価格合計とする。

②「保険区分コード」欄に無保険に対応するコードの入力がある場合

「（インボイス価格＋補正額）×１．０４」を課税価格合計とする。

＜Ｂ＞「運賃」欄に入力がある場合

以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

①「全欄運賃特例以外」、「「保険区分コード」欄が無保険に対応するコード以外」、「インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格」のすべてを満たす場合に算出された課税価格合計。

②全欄運賃特例、かつ、「運賃」欄に入力がない場合に算出された課税価格合計。

（ｃ）「評価補正区分コード」欄に手計算による課税価格の総額に対応するコードが入力された場合は、「評価補正基礎額」欄に入力された金額を課税価格合計とする。

（Ｂ）補正額の算出

（ａ）「評価補正基礎額」欄に評価補正額が入力された場合

＜Ａ＞「評価補正区分コード」欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

＜Ｂ＞「評価補正区分コード」欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。
なお、補正額は負とする。

（ｂ）「評価補正区分コード」欄にＩＰ是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。

（ｃ）「包括評価申告受理番号」欄に入力があり、かつ、「評価区分コード」欄に評価区分コードの入力がない場合（輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正区分コードが「ＢＰ承認申請」の場合は、補正額の計算は行わない）

＜Ａ＞輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正式が標準式で「補正基礎額×補正率」を補正額とする場合は、補正基礎額は以下により算出する。（以下、「補正基礎額算出処理」という。）

＜ａ＞評価補正基礎価格条件がＦＯＢ価格の場合

①インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合
「インボイス価格」を補正基礎額とする。

②インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格以外の場合
ＦＯＢ価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

＜ｂ＞評価補正基礎価格条件がＣ＆Ｉ価格の場合

①インボイス価格条件コードがＣ＆Ｉ価格の場合
「インボイス価格」を補正基礎額とする。

②インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合
「インボイス価格＋保険料*16」を補正基礎額とする。

（＊１６）「全欄運賃特例以外」、「「保険区分コード」欄が無保険に対応するコード以外」、「インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格」のすべてを満たす場合に算出した保険料。

③インボイス価格条件コードがＣＩＦ価格またはＣ＆Ｆ価格の場合
Ｃ＆Ｉ価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

＜ｃ＞評価補正基礎価格条件がＣ＆Ｆ価格の場合

①インボイス価格条件コードがＣ＆Ｆ価格の場合
「インボイス価格＋運賃*13」を補正基礎額とする。

②インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合
「インボイス価格＋運賃*15」を補正基礎額とする。

③インボイス価格条件コードがＣＩＦ価格またはＣ＆Ｉ価格の場合
Ｃ＆Ｆ価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

＜ｄ＞評価補正基礎価格条件がＣＩＦ価格の場合

①インボイス価格条件コードがＣＩＦ価格の場合
「インボイス価格＋運賃*13」を補正基礎額とする。

②インボイス価格条件コードがＣ＆Ｉ価格の場合
「インボイス価格＋運賃*15」を補正基礎額とする。

③インボイス価格条件コードがＣ＆Ｆ価格の場合
「インボイス価格＋保険料*16」を補正基礎額とする。

④インボイス価格条件コードがＦＯＢ価格の場合
「インボイス価格＋運賃*15＋保険料*16」を補正基礎額とする。

＜ｅ＞評価補正基礎価格条件がＩＰ価格の場合
「インボイス価格」を補正基礎額とする。

＜ｆ＞評価補正基礎価格条件がＦＡＳ価格の場合
ＦＡＳ価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

＜2009.01 修正＞

＜ｇ＞評価補正基礎価格条件がＥＸＷ価格の場合

ＥＸＷ価格として入力された評価補正基礎額を補正基礎額とする。

＜Ｂ＞輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正式が標準式で「補正基礎額１×補正率１＋補正基礎額２×補正率２」を補正額とする場合

補正基礎額１及び２は補正基礎額算出処理により算出する。

＜Ｃ＞輸入包括評価申告ＤＢに登録されている補正式が非標準式の場合

＜ａ＞「評価補正区分コード」欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

＜ｂ＞「評価補正区分コード」欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

なお、補正額は負とする。

＜ｃ＞「評価補正区分コード」欄にＩＰ是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。

＜Ｄ＞輸入包括評価申告ＤＢの評価結論が「ＩＰ是認」の場合は、補正額の計算は行わない。

（ｄ）「包括評価申告受理番号」欄に入力があり、かつ、「評価区分コード」欄に評価区分コードの入力がある場合

＜Ａ＞「評価補正区分コード」欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

＜Ｂ＞「評価補正区分コード」欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

なお、補正額は負とする。

＜Ｃ＞「評価補正区分コード」欄にＩＰ是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。

（ｅ）「評価区分コード」欄に個別評価申告を適用するものに対応するコードの入力がある場合

＜Ａ＞「評価補正補正式」欄に「標準式」の入力がある場合

「補正基礎額×補正率」を補正額とする。

補正基礎額は補正基礎額算出処理により算出する。

＜Ｂ＞「評価補正補正式」欄に入力がない場合

＜ａ＞「評価補正区分コード」欄に補正額を加算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

＜ｂ＞「評価補正区分コード」欄に補正額を減算に対応するコードの入力がある場合は、入力された評価補正額とする。

なお、補正額は負とする。

＜ｃ＞「評価補正区分コード」欄にＩＰ是認に対応するコードの入力がある場合は、補正額の計算は行わない。

（Ｃ）欄単位の課税価格の算出

（ａ）「課税価格」欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合

「課税価格」欄に入力された金額を課税価格とする。

（ｂ）「課税価格」欄にＦＯＢ価格が入力された場合であり、かつ、「ＦＯＢ通貨コード」欄に入力された場合

「ＦＯＢ価格×１．０４」を課税価格とする。

（ｃ）「課税価格按分係数」欄に按分係数の入力がある場合

$$\frac{\text{課税価格合計}^{*17} \times \text{入力された課税価格按分係数}}{\text{課税価格按分係数合計}^{*18}}$$ 課税価格とする。

＜2009.01 修正＞

（＊１７）全欄運賃特例以外の場合に算出した課税価格合計とする。

（＊１８）課税価格按分係数合計は以下により決定する。

①「課税価格按分係数合計」欄に入力がない場合は、課税価格按分係数が入力された欄の按分係数の合計とする。

②「課税価格按分係数合計」欄に入力がある場合は、「課税価格按分係数合計」欄に入力された課税価格按分係数合計とする。

（ｄ）「運賃按分識別」欄に重量按分に対応するコードの入力がある場合であり、かつ、「課税価格」欄にＦＯＢ価格が入力された場合

$$\text{ＦＯＢ価格＋入力された運賃}\times\frac{\text{当該欄の重量}}{\text{全欄の重量合計}}$$ を課税価格とする。

（ｅ）「運賃按分識別」欄に容量按分に対応するコードの入力がある場合であり、かつ、「課税価格」欄にＦＯＢ価格が入力された場合

$$\text{ＦＯＢ価格＋入力された運賃}\times\frac{\text{当該欄の容量}}{\text{全欄の容量合計}}$$ を課税価格とする。

（ｆ）「課税価格按分係数」欄及び「課税価格」欄に入力がない場合（欄数が１欄の場合に限る。）

算出した課税価格合計を課税価格とする。

（Ｄ）端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

（６）関税課税標準数量換算処理

（Ａ）換算処理

従量税率を適用する場合は、「数量（１）」欄または「数量（２）」欄を関税課税標準数量単位に基づき関税課税標準数量に換算する。

ただし、「数量（１）」欄及び「数量（２）」欄いずれも換算可能な場合は「数量（１）」欄により換算を行う。

（Ｂ）端数処理

（ａ）酒税、揮発油税・地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税が課税される場合

酒税……１０ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方道路税……リットル位未満切り捨て

石油ガス税……キログラム位未満切り捨て

石油石炭税……リットル位またはキログラム位未満切り捨て（ただし、重量・容量相互の換算は行わない。）

（ｂ）酒税、揮発油税・地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税以外の内国消費税が課税される場合

①関税率が円以上２桁までの場合は、関税課税標準数量の整数位までとし、それ未満は切り捨てる。

（例）	（税率）	（数量）
	３．３６円／ＫＧ	８，５４７．８ＫＧ
		↓
		８，５４７ＫＧ

②関税率が円以上３桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下１位までとし、それ未満は切り捨てる。

（例）	（税率）	（数量）
	１１３．２０円／ＫＧ	４，８５５．７８ＫＧ
		↓
		４，８５５．７ＫＧ

③関税率が順次円以上ｎ桁の場合は、関税課税標準数量の小数点以下（ｎ－２）位までとし、それ未満は切り捨てる。

＜2009.01 修正＞

（ｃ）「蔵置種別等コード」欄に製造場からの酒類の輸入申告を行う旨の入力があった場合は、１０ミリリットル位未満切り捨てとする。

（７）関税課税標準決定処理

（Ａ）従価税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とする。

（Ｂ）従量税率が適用される場合

関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

（Ｃ）従価・従量併用税率が適用される場合

欄単位に算出した課税価格を関税課税標準額とし、関税課税標準数量換算処理により算出した数量を関税課税標準数量とする。

（８）関税率の決定

「品目コード」欄、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄、「原産地コード」欄、「原産地証明書識別」欄に入力されたコード及び以下の条件により関税率を決定する。

なお、輸入品目ＤＢに協定・暫定要比較または協定・基本要比較の登録がある場合は、低い関税率を適用する。

（Ａ）特恵税率の適用

（ａ）特別特恵税率（無税）は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

①「原産地コード」欄に特別特恵受益国に対応するコードの入力があること。

②「原産地証明書識別」欄に特恵に対応するコードの入力があること。

③「品目コード」欄に特別特恵制度適用品目の入力があること。

ただし、本業務が入力された日（「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、本業務が入力された日または「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日）において、輸入品目ＤＢまたは国ＤＢに特別特恵に係る停止条件が登録されている場合は、特別特恵税率及び特恵税率以外の税率を適用する。

また、本業務が入力された日（「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合は、本業務が入力された日または「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日）において、特別特恵受益国及び特別特恵制度適用品目の組み合わせにより、特別特恵の除外となっている場合は特別特恵税率以外の税率を適用する。

（ｂ）特恵税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

＜Ａ＞「原産地コード」欄に特恵受益国に対応するコードの入力があること。

＜Ｂ＞「原産地証明書識別」欄に特恵に対応するコードの入力があること。

＜Ｃ＞「品目コード」欄に特恵制度適用品目の入力があること。

ただし、以下の場合を除く。

＜ａ＞「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がない場合

本業務が入力された日が輸入品目ＤＢに登録されている特恵適用期間外である場合は、特恵税率以外の税率を適用する。

＜ｂ＞「最初蔵入等承認年月日」欄に入力がある場合

①特恵税率の管理方式がシーリング方式の場合で、「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日が輸入品目ＤＢに登録されている特恵適用期間外である場合は、特恵税率以外の税率を適用する。

②特恵税率の管理方式がエスケープ・クローズ方式の場合で、「最初蔵入等承認年月日」欄に入力された日または本業務が入力された日が輸入品目ＤＢに登録されている特恵適用期間外である場合は、特恵税率以外の税率を適用する。

（B）自由貿易協定（バイ協定）に基づく税率の適用

自由貿易協定（バイ協定）に基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

①「原産地コード」欄に、自由貿易協定（バイ協定）に基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。

②「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定（バイ協定）に対応するコードの入力があること。

③「品目コード」欄に自由貿易協定（バイ協定）対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

ただし、自由貿易協定（バイ協定）に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合は、以下の自由貿易協定（バイ協定）に基づく税率を適用する。

①最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠内である場合は、最初蔵入等承認年月日におけるシーリング枠内税率を適用する。

②最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠外である場合は、本業務が入力された日におけるシーリング枠外税率を適用する。

（C）自由貿易協定（マルチ協定）に基づく税率の適用

自由貿易協定（マルチ協定）に基づく税率は、以下の条件をすべて満たす場合に適用する。

①「原産地コード」欄に、自由貿易協定（マルチ協定）に基づく税率の適用国に対応するコードの入力があること。

②「原産地証明書識別」欄に自由貿易協定（マルチ協定）に対応するコードの入力があること。

③「品目コード」欄に自由貿易協定（マルチ協定）対象品目の入力があり、かつ、適用期間内であること。

ただし、自由貿易協定（マルチ協定）に基づく税率の管理方式が特殊なシーリング方式の場合は、以下の自由貿易協定（マルチ協定）に基づく税率を適用する。

①最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠内である場合は、最初蔵入等承認年月日におけるシーリング枠内税率を適用する。

②最初蔵入等承認年月日においてシーリング枠外である場合は、本業務が入力された日におけるシーリング枠外税率を適用する。

（D）協定税率の適用

協定税率は協定税率適用品目であり、かつ、以下のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

①「原産地コード」欄に協定税率適用国に対応するコードの入力があり、かつ、「原産地証明書識別」欄に協定税率を適用する旨のコードの入力がある場合。

②「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードの入力がある場合。

③特恵税率が適用できない場合。

④自由貿易協定に基づく税率が適用できない場合。

（E）暫定税率の適用

暫定税率は暫定税率適用品目であり、かつ、以下の条件を満たす場合に適用する。

①特恵税率、自由貿易協定に基づく税率及び協定税率が適用されなかった場合。

②「原産地証明書識別」欄に「原産地が確認できない」旨のコードの入力がある場合。

（F）基本税率の適用

特恵税率、自由貿易協定に基づく税率、協定税率及び暫定税率が適用されなかった場合は、基本税率を適用する。

＜2009.01 修正＞

（９）差額関税の税率端数処理

差額関税が適用される場合は、以下により関税率の端数処理を行う。

①関税課税標準数量の整数位の桁数が１桁の場合は、税率の円未満の端数を切り捨てる。

②関税課税標準数量の整数位の桁数が２桁の場合は、税率の小数第１位未満の端数を切り捨てる。

（例）　（税率）　（数量）

３５６．７３１８１円／ＫＧ　　２３．２ＫＧ

↓

３５６．７円／ＫＧ

③関税課税標準数量の整数位の桁数が順次整数位以上ｎ桁の場合は、税率の小数点以下（ｎ－１）位までとし、それ未満の端数は切り捨てる。

（例）　（税率）　（数量）

３５６．７３１８１円／ＫＧ　　６７，７２３．２ＫＧ

↓

３５６．７３１８円／ＫＧ

(10) 関税額の算出

（Ａ）従価税率を適用する場合

「関税課税標準額*19×関税率」を関税額とする。

（＊１９）関税課税標準額は１，０００円未満を切り捨てた額。

（Ｂ）従量税率を適用する場合

「関税課税標準数量×関税率」を関税額とする。

（Ｃ）従価・従量併用税率を適用する場合

従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を関税額とする。

（Ｄ）端数処理

関税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(11) 関税減免税処理

「関税減免税コード」欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、関税が無税の場合は処理を行わない。

（Ａ）免税処理

「関税減免税コード」欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した関税額を関税免税額とし、関税額を免税する。

（Ｂ）減税・控除処理

「関税減免税コード」欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、「関税減税額」欄に入力された金額を関税減税・控除額とし、算出した関税額より減税・控除する。

(12) 内国消費税等課税標準数量の換算

（Ａ）換算処理

従量税率を適用する場合は、「数量（１）」欄または「数量（２）」欄を内国消費税等課税標準数量単位に基づき内国消費税等課税標準数量に換算する。

ただし、「数量（１）」欄及び「数量（２）」欄いずれも換算可能な場合は「数量（１）」欄により換算を行う。

（Ｂ）端数処理

酒税……１０ミリリットル位未満切り捨て

揮発油税・地方道路税……リットル位未満切り捨て

石油ガス税……キログラム位未満切り捨て

たばこ税及びたばこ特別税…本位未満切り捨て（ただし重量から本数への換算は行わない。）

石油石炭税……リットル位またはキログラム位未満切り捨て（ただし、重量・容量の相互の換算は行わない。）

(13) 内国消費税等課税標準決定処理

（Ａ）従価税率が課税される場合

（ａ）「内国消費税等種別コード」欄に特殊関税に対応するコードの入力がある場合

「関税課税標準額」を内国消費税等課税標準額とする。

（ｂ）「内国消費税等種別コード」欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

①消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されていない場合

「関税課税標準額＋関税額*20」を内国消費税等課税標準額とする。

（＊２０）関税額の１００円未満を切り捨てた額。

②消費税以外に内国消費税または特殊関税が課税されている場合

「関税課税標準額＋関税額*20＋内国消費税等税額*21」を内国消費税等課税標準額とする。

（＊２１）算出される消費税以外の内国消費税等税額（特殊関税を含む）について１００円未満を切り捨てた額。

なお、「内国消費税等減免税コード」欄に「石油石炭税特例納付」が入力された場合は、石油石炭税額を仮に算出し１００円未満を切り捨てた額。

③消費税以外に石油石炭税及び揮発油税・地方道路税が課税されている場合

「関税課税標準額＋関税額*20＋石油石炭税額*21＋揮発油税・地方道路税額*21」を内国消費税等課税標準額とする。

（ｃ）内国消費税等種別コードが地方消費税の場合

①消費税額が１００円以上の場合

「消費税額*22」を内国消費税等課税標準額とする。

（＊２２）算出される消費税額について１００円未満を切り捨てた額。

②消費税額が１００円未満の場合

地方消費税は課税されないため内国消費税課税標準額は算出しない。

（Ｂ）従量税率が課税される場合

（ａ）「内国消費税等種別コード」欄に揮発油・地方道路税に対応するコードの入力がある場合

「内国消費税等課税標準数量*23－（内国消費税等課税標準数量*23×控除率*24）」を内国消費税等課税標準数量とする。

（＊２３）算出した内国消費税等課税標準数量。

（＊２４）控除率は内国消費税等種別ＤＢに登録されている揮発油・地方道路税の控除率。

（ｂ）「内国消費税等種別コード」欄に揮発油・地方道路税に対応するコード以外の入力がある場合

算出した内国消費税等課税標準数量とする。

(14) 内国消費税等税額の算出

（Ａ）従価税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準額*25×内国消費税等税率*26」を内国消費税等税額とする。

（＊２５）内国消費税等課税標準額は、１，０００円未満を切り捨てた額。

ただし、地方消費税の場合を除く。

（＊２６）内国消費税等種別ＤＢに登録されている内国消費税等税率。

（Ｂ）従量税率が課税される場合

「内国消費税等課税標準数量×内国消費税等税率*26」を内国消費税等税額とする。

ただし、「内国消費税等減免税コード」欄に石油石炭税特例納付である旨のコードの入力がある場合は、石油石炭税の税額は算出しない。

（Ｃ）端数処理

内国消費税等税額の算出において発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(15) 内国消費税等減免税処理

「内国消費税等減免税コード」欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、「内国消費税等減免税コード」欄に入力がなく、関税減免税コードの入力により内国消費税等が減免税となる場合は、輸入関税減免税コードＤＢに登録されている内国消費税等減免税コードが入力されたものとして処理する。

（Ａ）免税処理

「内国消費税等減免税コード」欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した内国消費税等税額を内国消費税等免税額とし、内国消費税等税額を免税する。

（Ｂ）減税・控除処理

「内国消費税等減免税コード」欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、「内国消費税等減税額」欄に入力された金額を内国消費税等減税・控除額とし、算出した内国消費税等税額より減税・控除する。

(16) 統合処理

（Ａ）申告等種別が「Ｈ」及び「Ｎ」以外の場合

（ａ）統合判定処理

以下の項目がすべて同一の欄毎に関税課税標準額、関税課税標準数量、関税減税額、内国消費税等課税標準額、内国消費税等課税標準数量及び内国消費税等減税額の統合を行う。

また、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄については、自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄で統合を行う。

ただし、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄及び関税率の種別が差額関税、複合税率である欄については統合しない。

①「品目コード」欄
②「原産地コード」欄
③「原産地証明書識別」欄
④「蔵置種別等コード」欄
⑤「関税減免税コード」欄
⑥「内国消費税等種別コード」欄
⑦「内国消費税等減免税コード」欄
⑧関税率の区分（特恵税率、協定税率、暫定税率、基本税率）
⑨関税率の種別（従価税、従量税、併用税率、選択税率（高い税額）、選択税率（低い税額）
⑩関税率
⑪内国消費税等税率

（ｂ）統合後の税額計算処理

統合された欄毎に統合後の関税課税標準額、関税課税標準数量、関税減税額、内国消費税等課税標準額、内国消費税等課税標準数量及び、内国消費税等減税額に基づき統合後の関税額、関税減免税額、内国消費税等税額、内国消費税等減税額を算出する。

（Ｂ）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合

以下の項目がすべて同一の欄毎に邦価換算後のインボイス価格の統合を行う。

また、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄については、自国産品の再輸入貨物である旨のコードが入力された欄で統合を行う。

ただし、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄については統合しない。

①「品目コード」欄

②「原産地コード」欄

(17) 税額合計の算出

（Ａ）関税額の合計

各欄の関税額*27を合計し、１００円未満を切り捨てる。

（＊２７）統合されているものは統合後の関税額。

（Ｂ）内国消費税等税額の合計

各欄の内国消費税等税額*28を科目毎に合計し、１００円未満を切り捨てる。

（＊２８）統合されているものは統合後の内国消費税等税額。

(18) 担保額の算出

（Ａ）再輸出免税及びＢＰ承認申請の場合

再輸出免税またはＢＰ承認申請の場合は、欄単位に担保額の算出を行う。

（ａ）関税に係る担保額の算出

①「ＢＰ申請事由コード」欄に「原産地証明書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合

「関税課税標準×関税率（特恵税率または自由貿易協定に基づく税率の適用がないとした場合の関税率）」を担保額とする。

②関税額が減税または免税されている場合

「減税または免税がなかったとした場合の関税額」を担保額とする。

③包括評価申告により担保額を算出する場合*29

「関税額×（１＋Ｘ*30）」を担保額とする。

（＊２９）ＢＰ承認申請の場合であり、かつ、全欄に包括評価申告を適用する場合のみ担保額を算出。

（＊３０）輸入包括評価申告ＤＢに登録されている担保率。

④その他の場合

「関税額×１．１」を担保額とする。

（ｂ）内国消費税等税額仮計算処理

「ＢＰ申請事由コード」欄に「原産地証明書の提出が遅れる」に対応するコードの入力がある場合は、特恵税率または自由貿易協定に基づく税率の適用がないとした場合の関税率に基づき関税額、内国消費税等税額及び消費税額の仮計算を行い、算出された金額に基づき担保額の算出を行う。

（ｃ）内国消費税等に係る担保額の算出

＜Ａ＞「内国消費税等種別コード」欄に消費税に対応するコード以外の入力がある場合

①内国消費税等税額が減税または免税されている場合

「減税または免税がなかったとした場合の内国消費税等税額」を担保額とする。

②包括評価申告により担保額を算出する場合*29

「内国消費税等税額×（１＋Ｘ*30）」を担保額とする。

③その他の場合

「内国消費税等税額×１．１」を担保額とする。

＜Ｂ＞「内国消費税等種別コード」欄に消費税に対応するコードの入力がある場合

①内国消費税等税額が減税または免税されている場合

「減税または免税がなかったとした場合の消費税額＋地方消費税額*31」を担保額とする。

（＊３１）減税または免税がなかったとした場合の消費税額が１００円以上の場合は、地方消費税額を算出。

②包括評価申告により担保額を算出する場合*29

「（消費税額＋地方消費税額）×（１＋Ｘ*30）」を担保額とする。

③その他の場合

「（消費税額＋地方消費税額）×１．１」を担保額とする。

（ｄ）端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

（ｅ）担保額合計の算出

＜Ａ＞関税の担保額の合計

各欄の関税の担保額を合計し、１００円未満を切り捨てる。

＜Ｂ＞内国消費税等の担保額の合計

各欄の内国消費税等の担保額を科目毎に合計し、１００円未満を切り捨てる。

（Ｂ）納期限延長の場合

算出した税額合計を各科目毎の担保額とする。

(19) 統計計上処理

「品目コード」欄、「関税減免税コード」欄及び「輸入貿易管理令別表コード」欄により普通貿易統計、免税統計及び金統計の計上条件に該当する場合は、以下の処理を行う。

~~ただし、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄は統計計上しない。また、申告等種別が「Ｈ」または「Ｊ」以外の場合は、統計用とされた関税課税標準額が２０１，０００円未満の場合も統計計上しない。~~

ただし、以下の場合は統計計上しない。

①「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードが入力された欄

②「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に少額合算貨物の旨のコードが入力された欄

③申告等種別が「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｊ」及び「Ｐ」以外の場合で、統計用とされた関税課税標準額が２０１，０００円未満の欄

（Ａ）統計用関税課税標準の算出

関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準とする。

なお、統合処理により統合された欄の場合は、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き、関税課税標準額、関税課税標準数量を統計用の関税課税標準として合計する。

（Ｂ）統計用関税額の算出

申告等種別が「Ｈ」、「Ｎ」、「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」及び「Ｇ」以外の場合は、以下の処理を行う。

（ａ）従価税率を適用する場合

「統計用関税課税標準額*32×関税率」を統計用関税額とする。

（＊３２）統計用関税課税標準額は１，０００円未満を切り捨てた額。

（ｂ）従量税率を適用する場合

「統計用関税課税標準数量×関税率」を統計用関税額とする。

（ｃ）従価・従量併用税率を適用する場合

従価税率の適用により算出した税額と従量税率の適用により算出した税額の合計額を統計用関税額とする。

（C）統計用関税減免税処理

申告等種別が「H」、「N」、「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合で、「関税減免税コード」欄に入力がある場合は、以下の処理を行う。

ただし、関税が無税の場合は処理を行わない。

（a）統計用関税減税額の算出

関税減税額を統計用の関税減税額とする。

なお、統合処理により統合された場合は、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き関税減税額を統計用の関税減税額として合計する。

（b）免税処理

「関税減免税コード」欄に免税である旨のコードの入力がある場合は、算出した統計用関税額を統計用関税免税額とし、統計用関税額を免税する。

（c）減税・控除処理

「関税減免税コード」欄に減税・控除である旨のコードの入力がある場合は、算出した統計用関税額から算出した統計用関税減税・控除額を減税・控除する。

（D）統計数量の換算

入力された「数量（1）」欄及び「数量（2）」欄を統計単位１及び統計単位２に基づき統計数量に換算する。

ただし、統合処理により統合された場合は、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に統計計上除外の貨物である旨のコードの入力がある欄を除き、入力された「数量（１）」欄及び「数量（２）」欄を統計数量１及び統計数量２として合計する。

なお、統計単位未満は切り捨てる。

（E）統計用関税額の端数処理

申告等種別が「H」、「N」、「S」、「M」、「A」及び「G」以外の場合は、統計用関税額は１，０００円未満を切り捨てた額とする。

(20) 代表税番の設定処理

（A）申告等種別が「H」及び「N」以外の場合

欄単位の課税価格の算出処理により取得した課税価格*33の一番高い欄（「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄は除く）の品目コード上位４桁を代表税番として設定する。

ただし、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄のみの場合は、課税価格の算出処理により取得した課税価格~~*33~~の一番高い欄の品目コード上位４桁を代表税番として設定する。

（＊３３）統合処理により統合された場合は、統合後の関税課税標準額。

（B）申告等種別が「H」または「N」の場合

統合処理後のインボイス価格の一番高い欄（「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄は除く）の品目コード上位４桁を代表税番として設定する。

ただし、「ＮＡＣＣＳ用コード」欄に少額合算貨物である旨のコードが入力された欄のみの場合は、邦貨換算後のインボイス価格の一番高い欄の品目コード上位４桁を代表税番として設定する。

(21) あて先部門の決定処理

「品目コード」欄等に入力された内容に基づき、あて先部門及び特例申告あて先部門を決定する。

ただし、「あて先部門コード」欄及び「特例申告あて先部門コード」欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

(22) 申告等番号の払出し処理

輸入申告等事項の登録を受け付けた場合は、申告等番号を払い出す。

ただし、輸入申告等事項の訂正の場合は、払い出しは行わない。

＜2009.01 修正＞

(23) 搬入時申告情報または開庁時申告情報の解除処理

ＩＤＣ業務により搬入時申告または開庁時申告の旨が登録され、当該申告が自動起動する前に本業務で訂正が行われた場合は、搬入時申告または開庁時申告の旨の登録を解除し、改めて入力が行われない限り、搬入時申告または開庁時申告は処理されないこととする。

(24) 輸入申告ＤＢ処理

入力内容を輸入申告ＤＢに登録・更新する。

(25) インボイス・パッキングリストＤＢ処理

電子インボイス受付番号の入力があった場合は、インボイス・パッキングリストＤＢに輸入申告等事項登録がされた旨を登録する。

(26) 注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。主たる例示を以下に示す。

①特恵税率を適用する旨の入力があり特恵停止により特恵税率以外の税率を適用した品目がある場合。

②「原産地証明書識別」欄に特恵用の原産地証明書識別コードを入力すれば特恵税率を適用することが可能な品目がある場合。

③「通関予定蔵置場コード」欄に入力されたコードに基づくあて先官署と「あて先官署コード」欄に入力された税関官署コードに対応するあて先官署が異なる場合。

④税関への通知を要する事故が登録されている貨物の場合（システム参加保税蔵置場で通関する場合にのみ）。

⑤「大額・少額識別」欄に「Ｌ」が入力された場合で、課税価格が２０１，０００円以上の欄が存在しない場合。

(27) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入申告等入力控情報*34	（１）申告等種別が「Ｈ」及び「Ｎ」以外の場合は、輸入申告等入力控情報として出力 （２）申告等種別が「Ｈ」または「Ｎ」の場合は、輸入（引取）申告入力控情報として出力	入力者

（＊３４）端末パッケージを利用した際の帳票用レイアウトは、出力内容により輸入申告等控情報と同等の帳票レイアウトで表示される。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｄ０６「輸入申告入力控情報等のレイアウトについて」を参照。

7．特記事項

（1）納期限延長コードの入力方法について

包括納期限延長、個別納期限延長、特例申告納期限延長または即納の混在の登録を行う場合は、対象とする税科目により以下の入力を行う。

税科目	延長種別	その他の内国消費税等*36			
		なし	即納	個別納期限延長	特例申告納期限延長
関税等*35	即納			C*37	F*37
	個別納期限延長	K*37	B*38	K*37	
	包括納期限延長	H*37	A*38	M	
	特例申告納期限延長	T*37	E*38		T*37

（＊３５）関税等とは、関税、特殊関税、消費税及び地方消費税のことをいう。

（＊３６）内国消費税等とは、上記、関税等以外の内国消費税のことをいう。

（＊３７）税科目の一部に再輸出免税がある場合を含む。

（＊３８）税科目の一部に再輸出免税がある場合または納期限延長の対象となる税科目以外の税科目すべてが再輸出免税の対象となる場合を含む。

納期限延長コード

Ｈ：包括納期限延長

Ｋ：個別納期限延長

Ｍ：包括納期限延長個別納期限延長混在

Ａ：包括納期限延長即納混在

Ｂ：個別納期限延長即納混在

Ｃ：即納個別納期限延長混在

Ｔ：特例申告納期限延長

Ｅ：特例申告納期限延長即納混在

Ｆ：即納特例申告納期限延長混在

「申告等種別コード」欄及び「納期限延長コード」欄に入力可能な組み合わせは以下のとおり。

○：入力可　×：入力不可　－：対象外

		申告等種別コード			
		C、K、U、B	J、P、T、V	Y	D、L、E
納期限延長コード	H、K	○	×	－	×
	M、A、B、C	○	×	－	×
	T、E、F	×	○	－	×

＜2009.01 修正＞

（２）原産地証明書識別の入力方法について

「原産地証明書識別」欄に入力可能なコードは以下のとおり。

ただし、申告等種別が「Ｊ」または「Ｐ」の場合は、「M」、「Ｌ」または「７」の入力不可。

入力条件					入力可能なコード				原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	自由貿易協定用		協定用等	
						バイ協定用	マルチ協定用		
自国関与品	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	A				＊
	特恵用原産地証明書	○	―	―	J				＊
自国関与品以外	特恵用原産地証明書	○	累積加工製造証明書	○	B				＊
上記特恵用識別「Ａ」「Ｊ」及び「Ｂ」の場合を除く貨物	特恵用原産地証明書	○	―	―	P				＊
税関長が貨物の種類または形状により、その原産地が明らかであると認めた貨物	提出省略	―	―	―	C	D	6		
少額貨物扱い	―	―	―	―	T	E	5		
自由貿易協定関税割当品目	自由貿易協定用原産地証明書	○	自由貿易協定関税割当証明書	○		K	1		＊
	少額	―	自由貿易協定関税割当証明書	○		Y	2		
	提出省略	―	自由貿易協定関税割当証明書	○		Z	3		
自由貿易協定に基づく原産地証明書がある貨物	自由貿易協定用原産地証明書	○	―	―		F	4		＊
協定用原産地証明書がある貨物	協定用原産地証明書	○	―	―				G	＊
貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物	協定用原産地証明書	×	―	―				R	
輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書がある貨物	輸入割当等公表告示三－８に規定する原産地証明書	○	―	―				S	＊
原産地が確認できない貨物	―	―	―	―				N	
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物	―	―	―	―	M				

＜2009.01 修正＞

入力条件					入力可能なコード				原産地証明
貨物の種類	原産地証明書の種類等	有／無	添付書類の種類	有／無	特恵用	自由貿易協定用		協定用等	
						バイ協定用	マルチ協定用		
原産地証明書提出猶予申請を行う貨物（ＦＴＡ用）	―	―	―	―		Ｌ	７		

（３）納付方法識別及び口座番号の入力方法について

「納付方法識別」欄及び「口座番号」欄へ入力可能な組み合わせは以下のとおり。

納期限延長	納付方法識別	口座番号	処理内容
納期限延長なし（全科目即納）	Ｍ	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてマルチペイメントネットワーク（以下、ＭＰＮという。）による納付を行う
	入力なし	入力あり	全科目について口座振替（ＮＡＣＣＳ専用口座）による納付を行う
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	Ｒ	入力あり	全科目について口座振替（オンライン・リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー
	Ｃ	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
納期限延長あり（全科目納期限延長）	Ｍ	入力あり	エラー
		入力なし	全科目についてＭＰＮによる納付を行う
	入力なし	入力あり	エラー
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	Ｒ	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
	Ｃ	入力あり	エラー
		入力なし	エラー
納期限延長あり（即納との混在）	Ｍ	入力あり	納期限延長の科目についてＭＰＮによる納付を行う 即納の科目について口座振替（ＮＡＣＣＳ専用口座）による納付を行う
		入力なし	全科目についてＭＰＮによる納付を行う
	入力なし	入力あり	納期限延長の科目について直納による納付を行う 即納の科目について口座振替（ＮＡＣＣＳ専用口座）による納付を行う
		入力なし	全科目について直納による納付を行う
	Ｒ	入力あり	納期限延長の科目について直納による納付を行う 即納の科目について口座振替（オンライン・リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー
	Ｃ	入力あり	納期限延長の科目についてＭＰＮによる納付を行う 即納の科目について口座振替（オンライン・リアルタイム口座）による納付を行う
		入力なし	エラー

＜2009.01 修正＞

（４）入力画面コードについて

端末パッケージで入力画面を表示する場合は、申告等種別により画面コードを指定する必要がある。

指定する画面		選択条件（申告等種別）
画面コード	画面名	
ＳＩＤ	輸入申告	「Ｃ」または「Ｆ」の場合
ＳＨＫ	輸入（引取）申告	「Ｈ」または「Ｎ」の場合
ＳＨＴ	輸入（引取・特例）申告	「Ｊ」または「Ｐ」の場合
ＳＩＳ	蔵入等承認申請	「Ｓ」、「Ｍ」、「Ａ」または「Ｇ」の場合
ＳＩＷ	蔵出等輸入申告	「Ｋ」、「Ｄ」、「Ｕ」、「Ｌ」、「Ｂ」または「Ｅ」の場合

（５）応答画面の再送信について

「原産地証明書識別」欄に特恵を使用する旨の原産地証明書識別を入力すれば、特恵税率適用可能な品目がある旨の注意喚起メッセージを出力した場合は、応答画面からの連続した輸入申告等は不可となる。ＩＤＣ業務またはＩＤＥ業務を行う場合は、初期画面から行う必要がある。

（６）出力される関連省庁システムの届出・申請番号について

関連省庁システムの届出・申請情報が複数関連付けられている場合は、各システム別の以下の出力項目に有効かつ最初に登録された届出・申請番号を出力する。

①「食品等輸入届出受付番号」欄

②「植物等輸入検査申請番号」欄

③「畜産物輸入検査申請番号」欄

なお、関連付けられているすべての届出・申請番号は「関連省庁申告・申請状況照会（ＩＸＸ）」業務で確認することができる。

（７）申告等種別コードの入力パターンについて

輸入申告ＤＢに登録されている申告等種別コードから、変更可能な申告等種別コードは以下のとおり。

○：変更可能　×：変更不可

入力 ＼ 輸入申告ＤＢ	Ｃ、Ｆ、Ｙ、Ｓ、Ｍ、Ａ、Ｇ、Ｋ、Ｄ、Ｕ、Ｌ、Ｂ、Ｅ	Ｈ、Ｎ、Ｊ、Ｐ
Ｃ、Ｆ、Ｙ、Ｓ、Ｍ、Ａ、Ｇ、Ｋ、Ｄ、Ｕ、Ｌ、Ｂ、Ｅ	○	×
Ｈ、Ｎ、Ｊ、Ｐ	×	○

＜2009.01 修正＞